

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙-21(4)中「106,666百万円」を「149,234百万円」に改める。

別紙-24(4)中「45,808百万円」を「60,808百万円」に改める。

別紙-25(4)中「123,717百万円」を「162,717百万円」に改め、同(5)(ロ)中「令和9年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別紙-28を次のように改める。

(別紙-28)

収支予算の明細

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分													
		収入	支出	収支差	収入		支出					債務						
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務						
												有利子借入金		無利子借入金		社会資本借入金		
											特定更新等工事に係る債務	その他の債務			特定更新等工事に係る債務	その他の債務		
2006年度	平成18年度	267,398	59,540	204,136	57,700	72,676	116,991	9,976	0	0	253,251	27,563	0	27,563	0	2,775	0	2,775
2007年度	平成19年度	268,576	65,169	203,138	68,900	61,284	126,274	8,425	0	0	353,289	79,466	0	79,466	80,861	30,258	0	30,258
2008年度	平成20年度	258,876	64,827	192,576	90,500	28,416	104,937	9,033	0	0	292,888	39,415	0	39,415	0	6,337	0	6,337
2009年度	平成21年度	253,132	63,692	188,136	109,200	32,920	133,036	9,078	0	0	366,052	161,445	0	161,445	73,559	25,311	0	25,311
2010年度	平成22年度	255,900	66,080	189,399	54,610	33,908	79,709	9,358	0	48	247,857	26,778	0	26,778	0	22,968	0	22,968
2011年度	平成23年度	263,261	62,910	197,997	55,057	42,984	80,699	14,238	0	1,229	286,629	12,938	0	12,938	0	1,955	0	1,955
2012年度	平成24年度	268,517	64,076	201,545	80,057	39,684	107,910	17,344	0	73	369,777	121,920	0	121,920	0	31,986	0	31,986
2013年度	平成25年度	267,165	66,897	203,369	95,048	34,112	82,005	27,423	0	0	335,612	24,331	0	24,331	0	892	0	892
2014年度	平成26年度	270,932	66,596	203,950	145,044	25,282	135,881	40,822	2,695	0	439,549	210,309	0	210,309	0	84,445	0	84,445
2015年度	平成27年度	275,977	72,316	198,838	100,015	26,200	64,796	31,583	14,192	0	315,121	36,125	1,924	34,201	0	0	0	0
2016年度	平成28年度	291,021	87,065	203,748	179,008	35,218	159,002	28,665	23,595	0	405,212	261,337	12,001	249,336	0	130,943	0	130,943
2017年度	平成29年度	291,741	92,155	202,775	135,000	21,718	74,038	31,094	55,621	0	227,158	137,235	50,943	86,292	0	18,373	0	18,373
2018年度	平成30年度	290,166	80,309	209,259	115,000	11,114	44,100	37,424	35,093	0	228,268	78,565	13,608	64,957	0	2,295	0	2,295
2019年度	令和元年度	287,208	80,972	207,289	135,001	16,962	64,201	42,959	44,407	0	273,523	190,585	30,275	160,310	0	64,033	0	64,033
2020年度	令和2年度	259,435	86,572	175,765	105,000	824	13,310	43,976	61,146	0	170,867	121,532	74,653	46,879	0	765	0	765
2021年度	令和3年度	269,891	93,828	176,063	247,315	432	56,065	73,411	147,941	6,972	154,394	305,371	111,180	194,191	0	2,659	0	2,659
2022年度	令和4年度	280,394	82,451	197,943	90,336	4	3,362	47,655	39,323	0	94,111	63,457	15,802	47,655	0	0	0	0
2023年度	令和5年度	293,377	82,878	210,499	127,480	386	9,214	37,898	80,754	0	120,994	53,766	15,868	37,898	0	0	0	0
2024年度	令和6年度	303,092	84,188	218,904	119,900	324	10,283	29,979	79,962	0	195,094	45,913	15,934	29,979	0	0	0	0
2025年度	令和7年度	313,446	81,912	231,534	110,746	36	16,627	31,994	62,161	0	269,405	80,825	48,831	31,994	0	0	0	0
2026年度	令和8年度	343,308	81,913	261,395	128,099	38	31,203	30,030	66,904	0	299,362	100,368	0	100,368	0	706	0	706
2027年度	令和9年度	347,046	82,256	264,790	107,592	746	3,371	21,644	83,323	0	326,425	111,911	84,970	26,941	0	1,724	0	1,724
2028年度	令和10年度	347,803	81,610	266,193	105,099	0	0	21,755	83,344	0	321,128	274,932	253,177	21,755	0	0	0	0
2029年度	令和11年度	348,651	80,751	267,900	47,779	0	0	22,024	25,755	0	151,295	22,024	0	22,024	0	0	0	0
2030年度	令和12年度	348,284	79,664	268,620	56,087	0	0	22,080	34,007	0	177,050	22,080	0	22,080	0	0	0	0
2031年度	令和13年度	341,660	77,550	264,110	53,026	0	0	22,151	30,875	0	211,057	22,151	0	22,151	0	0	0	0
2032年度	令和14年度	339,472	76,881	262,591	60,356	0	0	32,595	27,761	0	241,932	32,595	0	32,595	0	0	0	0
2033年度	令和15年度	338,160	76,417	261,743	56,691	0	0	29,658	27,033	0	269,693	29,658	0	29,658	0	0	0	0
2034年度	令和16年度	336,879	76,271	260,608	42,015	146	0	22,397	19,764	0	296,726	22,397	0	22,397	0	0	0	0
2035年度	令和17年度	335,411	76,404	259,007	66,957	7,697	0	22,442	52,212	0	316,490	376,819	354,377	22,442	0	0	0	0
2036年度	令和18年度	328,621	77,179	251,442	23,466	7,748	0	22,563	8,651	0	14,325	22,563	0	22,563	0	0	0	0
2037年度	令和19年度	326,116	77,202	248,914	24,766	6,836	0	23,519	8,083	0	22,976	23,519	0	23,519	0	0	0	0
2038年度	令和20年度	323,610	76,923	246,687	25,095	6,026	0	23,530	7,591	0	31,059	23,530	0	23,530	0	0	0	0
2039年度	令和21年度	321,984	76,432	245,552	25,927	5,773	0	24,044	7,656	0	38,650	24,044	0	24,044	0	0	0	0
2040年度	令和22年度	318,660	76,201	242,459	31,684	5,774	0	24,044	13,414	0	46,306	43,764	19,720	24,044	0	40,000	40,000	0
2041年度	令和23年度	316,185	75,842	240,343	24,044	0	0	24,044	0	0	24,044	0	0	24,044	0	0	0	0
2042年度	令和24年度	313,771	75,468	238,303	33,347	0	0	33,347	0	0	33,347	0	0	33,347	0	0	0	0
2043年度	令和25年度	312,180	74,932	237,248	30,250	0	0	30,250	0	0	30,250	0	0	30,250	0	0	0	0
2044年度	令和26年度	308,943	74,410	234,533	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2045年度	令和27年度	306,560	73,997	232,563	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2046年度	令和28年度	304,207	73,528	230,679	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2047年度	令和29年度	302,620	73,328	229,292	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2048年度	令和30年度	299,379	73,498	225,881	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2049年度	令和31年度	296,965	73,589	223,376	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	24,045	0	0	0	0
2050年度	令和32年度	294,612	73,484	221,128	27,686	0	0	27,686	0	0	27,686	0	0	27,686	0	0	0	0
2051年度	令和33年度	293,029	73,214	219,815	28,337	0	0	28,337	0	0	28,337	0	0	28,337	0	0	0	0
2052年度	令和34年度	289,906	73,605	216,301	40,681	0	0	40,681	0	0	40,681	0	0	40,681	0	0	0	0
2053年度	令和35年度	287,584	73,971	213,613	33,541	0	0	33,541	0	0	33,541	0	0	33,541	0	0	0	0
2054年度	令和36年度	285,292	74,348	210,944	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2055年度	令和37年度	283,744	74,514	209,230	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2056年度	令和38年度	280,738	74,631	206,107	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2057年度	令和39年度	278,477	74,494	203,983	29,337	0	0	29,337	0	0	29,337	0	0	29,337	0	0	0	0
2058年度	令和40年度	276,246	74,123	202,123	28,337	0	0	28,337	0	0	28,337	0	0	28,337	0	0	0	0
2059年度	令和41年度	274,797	73,599	201,198	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2060年度	令和42年度	271,847	74,211	197,636	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2061年度	令和43年度	269,676	74,117	195,559	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2062年度	令和44年度	267,537	73,960	193,577	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2063年度	令和45年度	266,125	73,863	192,262	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	27,336	0	0	0	0
2064年度	令和46年度	263,290	73,197	190,093	29,337	0	0	29,337	0	0	29,337	0	0	29,337	0	0	0	0
2065年度	令和47年度	130,933	75,333	55,600	14,707	0	0	14,707	0	0	14,707	0	0	14,707	0	0	0	0
計		17,649,813	4,531,343	13,110,261	3,758,118	525,268	1,517,014	1,629,373	1,143,263	8,322	3,913,793	1,103,263	2,810,530	154,420	468,425	40,000	428,425	

(注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

(注2) 2006年度から2020年度までは実績値を記載している。

(注3) 端数処理の関係上、計が合わないことがある。

別紙－２９の一部を次のように改める。

〔１〕二.(1)(注)B中「以下同じ。」以外の自動車をいう。」を「以下同じ。」及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に改める。

〔２〕中「〔道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕」を削り、「入口等」を「出入口等」に改め、〔２〕一.中「下表a」を「別添２」に、「令和２年２月２７日から令和３年３月３１日までの間は下表Aのとおりとし、それ以降当分の間は、下表B」を「下表A」に改め、「下表Aのとおりとする。」の次に

「ただし、別添３に掲げるE T C専用施設のみが設置された出入口等にE T C車以外が進入した場合には、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、１回の通行につき１台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、同表に掲げる料金距離が４．２km以下となる場合の料金の額については、１回の通行につき１台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。」を加え、

「

a
馬場

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には料金の額は上記の定めは適用せず、１回の

通行につき1台当たり、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cのとおりとし、それ以降当分の間は、下表Dのとおりとする。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080
中型車	1741.9546
大型車	2604.8832
特大車	3333.9091

表D

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080
中型車	1935.3696
大型車	2604.8832
特大車	4241.4720

」を

「表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232

大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」に改め、〔2〕二.の次に

「三. 特例措置

記〔4〕一.(2)の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める日までの間は、記二.に定める料金の額に対して、記〔4〕一.(2)に定める割引を適用した額を料金の額とする。」を加える。

〔3〕中一.を削り、二.を一.とし、三.を二.とし、四.を三.とし、〔3〕一.中「及び〔3〕一.」を削り、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表C」を「下表」に改め、

「表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表C」を削り、〔3〕一.(注)A中「上表A、上表B及び上表C」を「上表」に改め、〔3〕一.(注)B中「上表B又は上表C」を「上表」に改め、〔3〕二.(2)中「記二. B」を「記一. B」に改め、〔3〕三.中「から三.までに」を「及び二.に」に改める。

〔4〕一.(1)(ロ)中「35.7km超」を「55.0km超」に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表B」を「下表」に改め、

「表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合(ETC車が下表aに掲げる出入口等を通行する場合を除く。)においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
一般国道16号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸線との接続部、幸浦

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」を

「

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km超	1448.88円	1773.60円	2098.32円	2828.94円	4614.90円

」に改め、〔4〕一.(4)(ロ)①A中「平成24年1月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、〔4〕一.(4)(ロ)①B中「平成28年4月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、〔4〕一.(4)(ロ)①表B中

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

」を

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	20%
30,000円を超える部分	25%

」に改め、〔4〕一.(4)(ロ)①表C中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、〔4〕一.(4)(ロ)

①表E中

「

10,000円を超える部分	5%
---------------	----

」を

「

10,000円を超える部分	10%
---------------	-----

」に改め、〔4〕一.中(10)を削り、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、〔4〕一.(7)の次に

「(8) 深夜割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。」を加え、〔4〕二. 中「及び料金上乘せ」を削り、〔4〕二. (1)中「及び記〔5〕に定める料金上乘せ」を削り、〔4〕二. (2)中「又はE T C路線バス割引」を削り、〔4〕二. (3)中「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ（記〔5〕に定める料金上乘せをいう。以下同じ。）」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、「大口・多頻度割引を除く。」の前に「E T C路線バス割引及び」を、「上限料金の引下げに係る割引後の額」の前に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、〔4〕二. (3) (イ)中

○…適用あり

—…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」を
「

○…適用あり

×…適用なし

—…重複し得ない

	環境					
大口	○	大口				
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	—	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

」に改め、〔4〕二. (3) (イ) (注)中「「大会」を「路バス」、「深夜」に、「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、〔4〕二. (3) (ロ)中

適用の順序	割引及び料金上乘せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引

4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ
5	大口・多頻度割引

」を
「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	E T C 路線バス割引又は大口・多頻度割引

」に改め、〔4〕二.(3)の次に

「(4) 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。」を加え、〔4〕三.中「(10)」を「(8)」に改める。

〔5〕を削り、〔6〕を〔5〕とし、〔7〕を〔6〕とし、〔6〕の次に

「〔7〕実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加える。

別添2中「出入口」を「出入口等」に改め、別添3の前段に「・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。」を加える。